

未利用口座管理手数料についてのご説明

対象となる口座

当行が制定する「Trunkアカウント規定」に基づく「Trunkアカウント」の対象となっている普通預金口座のうち、最後の入金、振込、払戻し等の取引（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。以下同じ。）もしくは当該預金口座に係る「Trunkアカウント」の提供開始のいずれか遅い時点から12か月以上、一度も入金、振込、払戻し等の取引がない預金口座（以下、「未利用口座」といいます）

免除条件

当行は、未利用口座につき、毎年の未利用口座管理手数料の引落しに先立ち、当該口座が次の免除条件にあてはまるか否かを確認し、その時点で次のいずれかに当てはまる場合には、未利用口座管理手数料の引落しをいたしません。

- 同一支店内に、当行が定める適用対象外となる口座がある場合
- お借り入れがある場合
- 残高が10,000円以上の場合

お支払いいただく前のご案内および、未利用口座管理手数料の引落しについて

- 当行は、お客さまがお持ちの口座が、新たに未利用口座管理手数料の引落しの対象となる場合※、事前にご案内のメールをお届けのメールアドレスにお送りします。
※ 既に未利用口座であった口座が免除条件に当てはまらなくなった場合を含みます。
- ご案内を差し上げてから一定期間（約3ヶ月）経過後も入金、振込、払戻し等の取引がない場合、年間1,100円（税込）の未利用口座管理手数料（残高が手数料額未満の場合は口座残高）の引落しを開始いたします。その場合でも、上記のとおり、免除条件に当てはまることが確認された場合には引落しをいたしません。
- 翌年以降、引き続き入金、振込、払戻し等の取引がない場合には、当行は未利用口座管理手数料の引落しをするにあたり、新たに事前のご案内を差し上げることはいたしませんので、予めご了承ください。

口座の自動解約について

- お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料の金額未満の場合は、お客さまの口座残高をもって、未利用口座管理手数料の一部としていただいた上、原則、同口座を解約させていただきます。
- なお、お支払いいただいた未利用口座管理手数料のご返却、および解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。
- お客さまの口座残高以上の未利用口座管理手数料のお支払いはございません。その他、未領収の手数料がございましたら、ご請求させていただきます。

未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて

- 当行は、お客さまがお持ちの口座が新たに未利用口座管理手数料の引落しの対象となる場合、事前にメールにて、お届けのメールアドレスに「ご案内」をお送りします。
- このご案内により、口座をご確認いただき、新たに入金、振込、払戻し等の取引をしていただくか、その予定がない場合は、ご解約されることをお勧めします。
- ご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）以内に、新たに入金、振込、払戻し等の取引をされるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。
- ご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）経過後におきましても、入金、振込、払戻し等の取引またはご解約のお手続きのない口座については、未利用口座管理手数料の引落しを開始させていただきます。
※ お送りした「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

■未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。